

連判裁判保険一生

第三章 一、二、三級

○発行 全国生活保護裁判連絡会
○事務局 つくり法律事務所
(○七五一一四一一一四四)

生活保護裁判連絡会第15回総会・交流会報告
記念集会を京都で開催!

ANTI-POVERTY CAMPAIGN

第15回総会・交流会は一五

年目の節目の年に発足の地東都に帰り、二日間の日程で討議を行いました。

集会は一二〇人の参加で、一五年の活動を振り返り、今後さらには飛躍していくための私たちの運動のあり方について議論を行いました。今号では、総会での議論を紹介していきます。

記念講演

日本は、貧困の特徴と今後の生活保障の在り方、国際比較から見えてくるものについて、はじめて

1　日本の社会保障において一番下のセーフティーネットが生活保護である。

しかし、日本においては、生活保護制度だけがすべての貧困対策を担っているのではない。公的年金、医療保険、児童手当があり、その中で漏れてしまつた人を救うのが、生活保護である。ということは、生活保護よりも上の制度（そのほかの制度）をしつかりしなけ

国立社会保障・人口問題研究所
阿部彩

ればならないのではないか。すべて生活保護ではなく、私たちはそのほかの制度についても目を向けていかなければならぬ。2 相対的貧困率 日本では、全国で約7人に1人が相対的貧困である(2007年)。生活保護を受けている世帯は人口の1、2%にすぎない。その人たちの何倍もの人たちが相対的貧困に陥っていることがわかる。ところが、一般市民の印象としては、「7人に1人が相対的貧困だとは「実感できない」という。

それを切り崩しながら生活できるから、現時点では生活に困つていなくても、相対的貧困と評価されるのである。逆に、たとえば、障害をもつ子供がいる家庭のような場合には相対的貧困と評価されなくとも、生活に困つている人がいるかもしれない。とはいえ、相対的貧困率が7人に1人ということは決して無視できるものではない。

3 諸外国との比較

日本は貧困の特徴は3つあるといえる。

一部の年齢層について貧

し、それには違和感を覚える。なぜなら、日本では、子供に比べて高齢者の相対的貧困率がかなり高い。よつて、日本の社会保障給付がこの点で、間違っているわけではない。さらに、日本においては、勤労世帯でも貧困率が高い。60、70年代は、低い失業率で推移してきたので、勤労世帯の貧困率が低かつた。しかし、現在は勤労世帯もかなり貧困率が高くなっている。このことは、生活保護が勤労世帯に対して受給を認めて来なかつたことに対する反論となるだろう。

ワーキングプア率は、北欧諸国は2%を切つているのに対して、日本

のことが顕著に現れるのは保育園と幼稚園を比べたときである。幼稚園と保育園の父親の収入を比べると、200万円の差がある。幼稚園はモデル世帯が行かせるところ。
5 政府による貧困削減機能（再分配機能）
日本において、再分配前と再分配後の相対的貧困率を比べてみると、再分配機能が全く機能していないことがわかる。むしろ日本の場合、再分配後の方が子供貧困率が高くなっている。政府の再分配によつて、子供の貧困が是正されていない。他の国に比べて政府が再分配を機能させていない。なお、2004年の時のデータなので、現在は子供手当などができて、逆転したかもしれないが。

（）国際比較から見えてくるもの
）国立社会保障・人口問題研究所 阿部彩
一 はじめに
日本の社会保障において一番下のセーフティーネットが生活保護である。
しかし、日本においては、生活保護制度だけがすべての貧困対策を担つてているのではない。公的年金、医療保険、児童手当があり、その中で漏れてしまった人を救うのが、生活保護である。ということは、生活保護よりも上の制度（そのほかの制度）をしつかりしなければ、生活保護である。ということはない。すなわち、貯蓄や資産の所得と合算して貧困かどうかを判断する。それをグラフにして、山型のてっなんの部分（中間）の半分しか所得を得られていない人を相対的貧困という。日本では、年間所得126万円くらいの世帯について相対的貧困に陥っているという。相対的貧困率は生活保護基準（最低生活費）と大きく異なるものではない。なお、相対的貧困と実感との間に若干ぶれがあるが、これはデータの問題であるから仕方がない。すなわち、貯蓄や資産が考慮されないため、所得が低

3 2 ワーキングプアが多い
政府の施策による貧困削減効果が少ない

最新のデータによれば、日本の相対的貧困率はOECD30カ国の中でも上から4番目に高い。また、所得の平等不平等を示す指標でも不平等の上から4番目である。日本は平等と言われることがあるが全く正しくない。途上国と比べても日本の相対的貧困率は高いといえる。

4 貧困率に関するデータの分析

子供の貧困率について、日本は2000年代中盤で上から9

ワーキングニア率は北欧諸国は
2%を切つていて、日本は
は10%にも達している（上から5
番目）。すなわち、日本では仕事を
持つても貧困である世帯が多い
し、働いているのに貧困から抜け出
せないという状況にある。さらに、一
人しか働いていない世帯の貧困率と、
数人が働いている世帯の貧困率を比
べてみると、諸外国は、世帯のうち
二人以上が働いていると、ほとんど
が5%以下の貧困率である。このよ
うなデータから、OECDは二人目
の就労を貧困脱出の手段として促進
している。しかし、日本は二人働い
ても10%近い貧困率である。した
がつて、日本では、夫婦で働いても
貧困を脱出できないといえる。逆に、
日本は一人就労の世帯の貧困率が比

なお、子供手当を導入する際、財源について配偶者控除、扶養控除を減らして確保するという議論があつた。これに対しても、「手取りが低い世帯があるのではないか。そのような世帯は子供手当をもらつてもマイナスになつてしまふ」というような意見がマスコミから出た。しかし、再分配の観点からみて、正しい反論ではない。配偶者控除されているような世帯はそもそも貧困ではない。その人たちから控除しても何ら問題ない。不利になるのは優遇されてきた世帯だけであつて、再分配という観点からみた場合は問題がなかつた。

勤労世帯において、再分配後と再分配前の貧困率を比べてみると、日本はほとんど差がなかつた。

また、高齢者に対しては、膨大な年金給付

番目に高い。2004年は比較的景気がよかつたからこのようなデータであるが、現在は景気が悪化しており、もつとひどいかもしない。また、一人親世帯の約6割が貧困に陥っている。これは、諸外国と比べてかなり高い数値である。ちなみに一人親世帯の定義が狭いので、もつとひどいかもしない。私が、子供の貧困という本を書いた際、「日本では社会給付が高齢者に偏っている。子供の方にもつと充実させるべき」という意見が多く寄せられた。しか

較的低い。それは、日本の社会保障が一人就労世帯をモデルとしてきたからである。お父さんが働いて、お母さんが主婦で子供の面倒をみて、お父さんの医療保険で家族が保障される。日本はこのような家族をモデルに、社会保障制度を作ってきた。しかし日本では、もはやそのようなモデル世帯は作れない。そして、モデル世帯になれなければ、生活はかなり厳しいことを意味する。モデル世帯になりうる世帯となれない世帯で二分化してきている。

かつて、日本はみなが中流階級と言われていたが、現在は大きく二つに分かれている。二

をしているにもかかわらず、再分配後の削減率60%ぐらいしかない。その理由として、日本は最低保障年金がないからである。たとえば、力ナダにおいては公的給付で足らない場合には追加給付がある。ほとんどの国は最低保障年金を定めている。年金でちゃんと保証していれば、公的給付をしなくてよくなるはずである。さらに、日本において、一人親世帯について再分配後の貧困の削減率は2005年で2%しかない。これに対しても、デンマークは2005年79%削減している。これは、日本においては、一人親世帯に給付はしているもの、その金額が低いため、貧困から脱せないことを表している。

効規制等のことをいう。制度の組み合わせによる、テーラーメイドのセーフティーネットが必要である。たとえば、生活保護に関係ない、住宅扶助や、家族給付、失業保険の扶養家族付加給付など諸外国では、様々な制度が試みられている。

日本では生活保護を受けた場合と最低賃金が接近していることからも分かるように、公的扶助以外のところがあまり充実していない。日本は生活保護に頼りきりなのである。生活保護以外の保障制度がないから、生活保護がもらえない全く給付がなくなるという状況に陥る。

次に下流対策であるが、内在的な問題として、仕事がないお金がないだけが問題ではない。貧困は、子供の成長に対して、情報、地域、栄養などの面で複合的に影響を及ぼす。これらにも目配りしなければならない。

9 子供の貧困について

貧困が子供の健康状況にどのように影響を及ぼすか。多くの人は、お金がないから医療機関にかかるないとか、保険証がないから病院に行けない等という。しかし、それは違う。まず、情報の欠如がある。病気に親が気づかないのである。また、医療へのアクセスができるない。そして、親は働かなければならぬので、ケアができない。もつとも大きいのは、劣悪な家庭環境、ひんそちな栄養、家庭内のストレスであるといえる。

アメリカでは、就学前の貧困対策によって、40歳になつたとき、どれくらい違ひができるかについて実験が行われてきた。ただ勉強を教えるというのではなく、子供に対する指導を丸抱えしてやる。ここまでやらないと、貧困の悪影響を断ち切れないことが分かつた。

原告リーネーク

原告リレートークでは、3名の方々からお話をして頂きました。まず、中嶋訴訟の原告であつた中嶋明子さんからお話をして頂きました。中嶋さんが裁判を始めたりつかけは、中嶋さんと中嶋さんの妹さんの高校進学のために、中嶋さんのお母さんが月額3,000円の学資保険をかけてこられたものを、福岡市東福祉事務所が、この学資保険の満期保険金を収入認定し、生活保護費を減額したことでした。中嶋さんが裁判をやつて大変だったことは、裁判は、中嶋さんが高校を卒業した後のことだつたため裁判と並行して、中嶋さん自身の仕事をはじめ、妹さんの親代わり、病気がちであつた中嶋さんのお父さんの面倒をみると、家のことを中嶋さんが中心になつてやらなくてはならなかつたことです。中嶋さんが裁判をやつてよかつたことは、生健会の人たちやさしい弁護士の先生に出会えたことです。中嶋さんにとつてこの

A black and white line drawing of three children playing on a playground. A girl with pigtails is at the top of a wooden slide, ready to go down. A boy is at the bottom of the slide, looking up. Another girl is on a set of monkey bars, hanging from one bar and reaching for the next. The playground is surrounded by trees and bushes.

か、厚生労働大臣が勝手に決めていたのでも勝手に変更・減額されるのか、といった疑問を持ち、「生存権裁判」の原告になる決意を固めたとのことでした。裁判については、これからどうなるのか不安だつたそうですが、生健会の仲間、支援者、弁護団といつたたくさん的人が支えてくれたことと、一緒にたたかおうと立ち上がりてくれたことをうれしく思い勇気をもらつたとのことでした。松島さんの提訴により報道がなされ、それによつて、国内外からたくさんのお励ましがありうれしく思う一方で、生活保護への偏見や老齢加算に対する批判の声も同様にたくさんあるそうです。「正義のたたかい」とは言え、いいことばかりではなく、日本の社会の裏面と表面の両方がこの裁判でも現れていると実感しているとのことでした。現在、全国で生存権裁判が争われていることが心強く、また福岡高裁判での「原告逆転勝訴」の判決は、勝てる裁判であることを実感させてくれたとのことでした。そして、裁判のたたかいは、まだ続していくと思っているが、最後まで頑張る決意でいるとのことでした。

特別講演



反貧困運動の発展のため活動を展開に期待する」と、日弁連貧困問題対策本部長代行 木村達也
クレサラ運動から反貧困運動への流れ
一生の仕事と思っていたクレサラ運動をはじめて34年経つ。以下ではその中で感

10 最後に
今後、日本は、生活保護だけに頼
るのでなく、ほかの制度もより
よいものにしていかなければなら
ない。それをこの会から発信して
いければと思っている。

じたことを話したい。

じたことを話したい。
　貸金業法改正が3年半前に成立し、3年かけて完全施行の準備をしてきた。大阪府知事が貸金特区の提言をするなどの巻き返しはあるが、全国の監視がある中で、そんなに簡単には逆流を許さない。
　これからは、クレサラ問題から貧困問題に移る必要があることは運動の当初から考えていた。
　この点は、当時大阪市大助教授であつた岩田さんがクレサラ被害者の生活実態調査をして、被害者の共通点として、低学歴、低所得、子沢山、借家に住む、と指摘されていた。
　しかしこの時点では貧困問題には取り組まなかつた。
　まず外なる敵である貸金業者と闘う、と内部の議論をしてきた。
　3年前に80点くらいの法改正が実現して、前々から課題であると認識してきた貧困問題に取り組むことにしてやうと考えた。

請に沿つてはいるかということがあるけれども、他方では、その組織の事務局長の手腕によることになる。本当にいい事務局長がないと運動は発展しない。その点、生活保護問題対策全国会議は、小久保さんという適任の事務局長を得て、また代表になつた尾藤さんというひとの人柄でもつて発展している

次に、貧困問題の背景は、雇用労働問題であることは分かつてはいる。憲法でも、25条と、26条と27条という配置になつてはいる。そこで2008年の人権大会で、雇用と貧困の問題を取り上げた。

2010年の人権大会では、子どもの貧困の問題を取り上げる。

子どもの貧困問題は、教育の機会均等をいかに保障するか、という問題に関わっている。

2 反貧困運動は当面、日弁連、日本連、弁護士、司法書士たちの取り組みを中心にして進めるべきだ。

生活保護裁判連絡会議が生活保護問題について15年も取り組んできたことは知らなかつた。

しかしそれは、私が不勉強なのか、皆さんのが宣伝しなかつたせいなのか、わからぬところがある。生保裁判連絡会議といふことになつていい。弁護団、研究会、いろいろな名称があるが、運動を広げる上で名称というの是非常に大事だ。

私たちは、最近、非正規労働者権利実現全国会議を作つた。この「非正規労働者権利実現」という名称についてはだけは、私は譲らなかつた。私は柔軟だから大体皆さんのが意見を受け入れるが、この名称だけは譲らなかつた。日弁連の対策会議の代行を1年たつて辞めれば、この全国会議に全力を傾注しなければならない、と考へてはいる。

3 より強力な運動を起こすために――クレサラ運動で学んだこと――

私は、実務と運動は別だ、と考へている。また、実務型の組織と運動型の

組織とは別であると思う。クレサラ運動が成果を上げたのは、被害者の会と二人三脚でやつてきたからだと思う。本人が闘わないと運動にはならない。自分たちの実態を、自身がマスコミの訴えられるのでなければ、弱い。被害者の人がテレビカメラの前で、話すことで、共感が広がるし、運動も広がる。その点で、非正規労働者の権利実現の闘いも、派遣労働者自が直接話すことが大切だ。しかしそうした人たち自身が話を出すのは難しいので、こうした声を出す場を作るのが私たちの仕事である。

当事者の怒りが原点である。

私たち弁護士は、仕事がしんどいの

で、早くその課題を免れるために仕事を

しているようなところがある。そういう

意味で、弁護士は、一件仕事を片付けた

らほっとする。しかしそれでは運動は進

まない。当事者はそうではない。そういう

意味で、運動の原点は当事者の怒りで

ある。権力に譲歩を迫る怒りを燃やし続

けることこそが、運動の原点である。

クレサラ運動の場合、30年にわたつ

て反権力闘争を続けてきた組織があるから、いざ鎌倉、というとき、何を犠牲に

もして駆けつける仲間と基盤を作ってきた。裁判連も、そうしたこうした基盤を作ることがなければ、いかん。

私も、代行をやめて非正規労働者全国

会議に集中できるようになれば、連合に

対してにしろ、全労連に対してもにしろ、

非正規労働者のためにストをやつしたこと

があるか、と突きつけてみたいと考えて

いる。

皆さんも、そうした姿勢でがんばつても

らいたい。

特別報告1

特別報告1 生存権裁判福岡判決

生存権裁判で唯一勝訴した福岡高裁の判決については、福岡の高木健弁護士から報告された。

まず、事案の概要として、40年以上続いてきた生活保護における老齢加算が小泉政権時代に廃止されたこと。段階的廃止で3年間といわれるが、実質は2年と1ヶ月しかなかったこと。その理由が、60歳代と70歳代を比べると、70歳代の方が生活費が少ないとされたこと（いわゆる比較1）や、70歳代で比較すると生活保護費の方が高いとされたこと（いわゆる比較2）を挙げ、ただでさえ不十分だった生活保護費が2割の削減になつたこと。自分たちの生活ができないことが、憲法25条に違反するのではないかとの思いから、生存権裁判に至つたことが宝庫濃くされた。

高木弁護士は、弁護団が、比較1、比較2の統計処理がおかしいのではなくいかと主張したことや、生活実態がこれくらいひどくなつた、25条違反の状態になつたと主張したことなどを挙げたが、全国で主張したものであるとのことだつた。他方、福岡の独自性として、福岡は原告が多く、原告の生活状態を調べれば何か分かるのではないかと、医者に分析してもらつた。苦しいのは分かるが、まだ「生きているではないか」といわんばかりの判断だつたと報告された。

裁判の結果は、一審では東京、広島で敗訴し、福岡でも敗訴したが、判決内容は、老齢加算は厚生労働大臣の裁量の範囲内で違法なしというもの

これに対し、福岡の原告らは全員控訴し、他の弁護団と同じ主張をしようとしたが、裁判所が弁護団とは違う考え方の訴訟指揮をした。裁判所が求釈明し、被控訴人（被告）が回答にならないような回答をしたところ、裁判所は、裁判所の言い方が悪かったのかもしれないけれども、求めた回答になつていいないと言つて、再度文書によつて被控訴人に回答を求めたところである。高木弁護士は、非常に驚いた、こんな訴訟指揮は経験がない、と報告された。しかも、弁護団は、厚労省の官僚を尋問したいと主張したが拒否されたとのことである。弁護団としては、この流れからすると、原告を勝たせないとおかしい、との考えだつた。そうである。

高木弁護士はまた、判決の日の心境について、ずっと不安で6月14日を迎えた、勝訴判決で鳥肌が立つて大喜びした、と報告された。

最後に、高木弁護士は、国は、障害者自立支援法、後期高齢者医療制度など、社会保障の後退、切り捨てをしてきた。国は、良くなると主張してきたが、実際検討してみると、改悪ではないか。老齢加算は、単なる切り捨てであり、良くなると言うことはあり得ない。25条2項違反といえるのではないか。老齢加算は、25条2項違反反の社会保障切り捨ての歯止めをかける裁判ではないかと思う。絶対に負けられない。次にどこかが勝つまでは、先頭を走り続ける決意である。このように、決意表明で締めくくつて、報告を終えられた。

特別報告2

事件

深堀美美井護士から2011年5月25日に言い渡された福岡高裁の判決について報告がされた。すでに昨年の総会の特別報告で福岡地裁の判決の報告がされており、今回の報告はその続報にあたる。

は、「ケースワーカーがその点の説明までを怠つたとは考え難い」などとし、審査請求の起算点に関する地裁の判断を覆したのである。

深堀弁護士は、福岡高裁が地裁の判断を覆した点について、ケースワーカーの証言に注目した。担当ケースワーカーが地裁で証言した際、原告代理人の質問にきちんと応えようとせぬ、かみ合わないやり取りが続き、そのやり取りを見かねた裁判官が、「もういいですよ」と遮る場面があつたそうである。福岡高裁の裁判官は、ケースワーカーの不誠実な証言態度を直接見ていないため、勝手な憶測によつて判断をしたのではないか、とのことであつた。

まず、岸和田訴訟弁護団の半田みどり弁護士から、岸和田訴訟について、原告の生活保護申請の経過を通じて、被告である岸和田市の申請時の対応について、申請却下の理由の問題点を中心にご報告を頂きました。申請時の対応については、原告が夫婦で岸和田市生活福祉課を訪れた際に、対応した職員は、面接記録表すら作らず、原告夫妻を追い返したそうです。このような水際作戦は、現役のケースワーカー曰く、「あり得ない」とのことでした。また、その次に申請に訪れた際には、被告側は原告に対して、他法他施策優先として、離職者支援資金の利用を強要することで保護を認めなかつたそうです。しかし、原告にとって、離職者支援資金は容易に利用できるものではなかつたとのことでした。申請却下の理由については、上記申請時には、離職者支援資金の利用をしなかつたことなどが「稼働能力の不活用」とされたそうです。人倍率から、就労できる可能性ありと、いうことで、「稼働能力の活用が図らねばならぬため最低生活維持可能」とされたそうです。それらの理由に対しても、

で野宿生活を余儀なくされていた原告は、アパートで暮らしたいと思いつつ、法律家などとともに、新宿区福祉事務所へ生活保護申請に訪れたところ、相談員は、他法他施策や自立施設に行くことを強調し、すぐには申請を受け付けなかつたそうです。後に、申請は受理されたそうですが、福祉事務所は、原告に対して、「調査」という名の下にさまざまな嫌がらせを行つて、「稼働能力の不活用」を理由に申請を却下したそうです。この申請却下については、そもそも稼働能力活用が問題なのか、申請却下の真の理由は「ホームレス差別」であり、申請についでいる現実があると述べられました。原告は、アパート入居を目指していたため、自立施設へ行くことを拒んだところ、福祉事務所に「稼働能力の不活用」とされたそうです。自立支援施設の利用は、生活保護法4条1項にいう「あらゆるもの」に当たらぬえたのです。この本質を見誤らないようにする必要があると述べられました。そして、訴訟では、真の却下理由をあぶり出すことが大事だと述べられました。また、稼働能力活用について、生活保護法4条1項を出せばなんでもできる、内容がわからぬいブラックボックスであると述べられました。

に交通事故により膝を負傷して、稼働困難な状態となり、保護再開となつたそうです。その後、福祉事務所から就労開始の指示書が交付され、原告は、3回にわたり就職の応募をして、県立高校の採用面接までこぎつけたそうですが、病気を理由に不採用となつたとのことでした。その後、福祉事務所から指示書が履行されていないとして、弁明機会付与書の交付と弁明の指示があり、原告は、病気のために、面接まで行つても不採用になる、指示書通りに求職活動ができないといったことについて弁明書を提出し訴えたそうですが、福祉事務所は、原告に対して、保護停止処分を行つたとのことでした。その後、原告は、静岡県知事に対して、保護停止処分の取り消しを求める審査請求の提起、併せて保護停止に対する執行停止の申立てをし、執行停止が認められ保護再開となつたそうです。が、静岡県知事は、審査請求に対して棄却裁決を出し、併せて執行停止決定も取り消されたとのことでした。その後、原告は、厚生労働大臣に対して、再審査請求の申立てをしたのですが、裁決を待たずして、静岡地裁に對して、本件保護停止処分の取り消しを求めて、静岡市を被告とする取り消し訴訟を提起したとのことでした。本件訴訟の争点については、保護停止処分がなされた當時64歳で、腰痛と糖尿病が持病である原告に、稼働能力があつたのか、稼働能力を活用する場があつたのか、また生活保護法62条にいう指示義務違反があつたのかという3つを挙げられました。

第2分科会
争訟方法



地域によつてまちまちで、対応も大きくなることなど、生活保護の現場について述べられました。また、保護申請時に、稼働能力活用を問うこと自体おかしいのではないかという意見が多く、指導指示との関係から、稼働能力活用を問題とする意見も出ました。そして、稼働能力活用を持ち出すことで保護をしようとしていることに対して、清算など一見すれば誰でも就けそうな仕事でも、実際は就労が容易ではないという意見がありました。稼働能力が争点となる生活保護訴訟が、各地で起こされるようになり、生活保護を考える上で、稼働能力活用は重要な論点となつてきました。そのため、稼働能力活用については、林訴訟で示された3要件などを踏まえつつ、これからも議論を続けていく必要があることを確認できた分科会だつたと思います。

(1) 裁判所の執行停止と仮の義務付け
いざれも、審査請求前置。また、裁
決が出ていなければ、申立て可能。本
訴を起こしておく必要がある。(①審査
請求前置②本訴+③執行停止か仮の義
務付け。審査請求の結論が出ていなく
ても、緊急の必要性があれば、申立て
可能。保護廃止、世帯分離されれば、
緊急の必要性の要件はクリアできると
考えられる。

(8) 執行停止は行政にミスがあれば出させやすい
仮の義務付けの方がハードルは高い。裁判官が決定を出さなければ、人の命がどうなるか分からぬといふことを分かつてもらえるか。
沖縄事例報告（大井弁護士）
(1) うるま市事件
2008. 5 保護廃止決定、5歳～20歳前半の9人の子ども、実質母子家庭。自動車金融に担保に入れてい、すでに車なかつたが、名義だけ残つていた。停止、世帯分離せずにして、いきなり廃止。廃止決定には、条

かなり書かないと裁判官も分かつてくれない。

(7) 裁判所に対し プレッシャーをかける

2日に1度くらい、書記官に電話するなど、座り込みをする覚悟。とにかく、こちらの危機感を向こうにも伝える。マスクミとの連携も検討。

(5) 出せる資料は全て出すべき
特に緊急の必要性について説明すること。**証拠保全・ケース記録（個人情報開示）**。また、足で稼ぐ、診断書を取るなど。

(6) イメージ重視で勢いよく
特に、答弁書に対する反論書につ

高知幹事会、中島弁護士幹事会
40代の父、13歳の長男の父子家庭。妹名義の車の使用を行政に自警される。自動車使用禁止と就労活動の指導指示。自動車使用をまた目撃される。長男のことで児童相談所にいく必要があった。児童相談所は遠い。保護停止。子どもが家出し、探すために妹の車を運転（妹は長男からの電話対応のため、運転できまい）。停止を解除する代わりに、世帯分離とⅡ類費、住宅扶助費など減額の変更決定。停止処分及び変更決定の審査請求と執行停止→住宅費、長男のⅡ類については執行停止。福祉事務所によれば、保護変更の理由は、就労活動をしなかつたため、とのこと。個人情報の開示、執行停止申立、審査請求を行う。再申請は、本人が市議会議員と相談して、再申請はしない。審査請求は認容されが、理由不備だけ。ただ、それに上り、生活保護が復活。

文しか書かれておらず「〇〇条の指示違反」のみ。執行停止、審査請求は認容。訴訟のうち、取消訴訟は、審査請求が認容されたため終わつたが、自動車を理由として廃止したことが違法だとして国賠係に中。

(2) 2件目の執行停止事件

母子家庭。上の子どもが中学を卒業した5月に、「1週間後に長女が稼働いていなかつたら、世帯分離する」と言われ、1週間後に就職できていなことを電話で確認して、すぐ世帯分離した。審査請求・執行停止認容。申立の理由は、①稼働能力不活用ではない、②具体的の理由記載なし、③稼働能力不活用について指導指示していない、こと。裁判所は稼働能力不活用ではない可能性があるとして、執行停止を認容。しながら、認容裁決の理由は、②の

(2) 感想等
証拠保全に不服申立てをすることはできないが、検証物提示命令自体（文書提出命令の条文を準用）に不服申し立て可能。本件は国賠なので、比較的時間的に余裕があつたが、時間がないときに、証拠保全を使えるかが問題。

【参加者議論】

（公務員経験者） 証拠保全について、責任を追及されるのが嫌なので、開示部分について自分で決めたくなく、裁判所に決めてもらう。今後は、この最高裁決定にどこも従うと思う。年金担保貸付に関する手引きは

当C.W等の本人に対する評価、見込み等についてのC.W意見、民 生委員の本人に対する評価・所見。即 時抗告審で抗告認容。客観的な評価であつて、開示されたからといって、ケースワーカー等が評価を差し控えることはなく、開示されたからといつて、直ちに誤解が生じるわけではない、という理由。上告審でも結論変わらず。黒塗り部分に、開示されたら困るような情報は一切無かつた。

第3分科会 保護基準



無差別平等の原則に反して違法であるが、裁判所を説得するのは一筋縄ではいかない。自動車保有の論点も同じこと。暴力団情報は自らが訂正請求ができないため、これも無差別平等に反する。

